

<表1>

介護老人保健施設 阿賀の庄 利用料 (短期入所療養介護用)

令和8年6月1日より

【多床室】

第1段階利用者

〔生活保護受給者・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者〕

(単位：円)

要介護度	1日あたり						その他料金
	施設サービス費 ①	サービス提供 強化加算※1 ②	介護職員処遇 改善加算※2 (①+②) X6.9%	食費	居住費	合計※3 1日あたり	送迎加算片道
要介護度1	830	22	59	300	0	1,211	184
要介護度2	880	22	62	300	0	1,264	184
要介護度3	944	22	67	300	0	1,333	184
要介護度4	997	22	70	300	0	1,389	184
要介護度5	1,052	22	74	300	0	1,448	184

第2段階利用者

〔世帯非課税であって、公的年金等収入(非課税年金含む)＋合計所得が年間80万円以下の方〕

(単位：円)

要介護度	1日あたり						その他料金
	施設サービス費 ①	サービス提供 強化加算※1 ②	介護職員処遇 改善加算※2 (①+②) X6.9%	食費	居住費	合計※3 1日あたり	送迎加算片道
要介護度1	830	22	59	600	430	1,941	184
要介護度2	880	22	62	600	430	1,994	184
要介護度3	944	22	67	600	430	2,063	184
要介護度4	997	22	70	600	430	2,119	184
要介護度5	1,052	22	74	600	430	2,178	184

第3段階利用者①

〔世帯非課税であって、公的年金等収入(非課税年金含む)＋合計所得が年間80万円超120万円以下の方〕

(単位：円)

要介護度	1日あたり						その他料金
	施設サービス費 ①	サービス提供 強化加算※1 ②	介護職員処遇 改善加算※2 (①+②) X6.9%	食費	居住費	合計※3 1日あたり	送迎加算片道
要介護度1	830	22	59	1,000	430	2,341	184
要介護度2	880	22	62	1,000	430	2,394	184
要介護度3	944	22	67	1,000	430	2,463	184
要介護度4	997	22	70	1,000	430	2,519	184
要介護度5	1,052	22	74	1,000	430	2,578	184

第3段階利用者②

〔世帯非課税であって、(課税年金＋合計所得)が年間120万円超の方〕

(単位：円)

要介護度	1日あたり						その他料金
	施設サービス費 ①	サービス提供 強化加算※1 ②	介護職員処遇 改善加算※2 (①+②) X6.9%	食費	居住費	合計※3 1日あたり	送迎加算片道
要介護度1	830	22	59	1,300	430	2,641	184
要介護度2	880	22	62	1,300	430	2,694	184
要介護度3	944	22	67	1,300	430	2,763	184
要介護度4	997	22	70	1,300	430	2,819	184
要介護度5	1,052	22	74	1,300	430	2,878	184

第4段階利用者

〔上記以外(世帯課税または本人課税)の方〕

(単位：円)

要介護度	1日あたり						その他料金
	施設サービス費 ①	サービス提供 強化加算※1 ②	介護職員処遇 改善加算※2 (①+②) X6.9%	食費	居住費	合計※3 1日あたり	送迎加算片道
要介護度1	830	22	59	1,800	437	3,148	184
要介護度2	880	22	62	1,800	437	3,201	184
要介護度3	944	22	67	1,800	437	3,270	184
要介護度4	997	22	70	1,800	437	3,326	184
要介護度5	1,052	22	74	1,800	437	3,385	184

※1 サービス提供強化加算とは介護従事者のキャリアに対する加算で以下の様になります。

- ①介護福祉士が80%以上配置されている場合 22円
- ②介護福祉士が60%以上配置されている場合 18円
- ③介護福祉士が50%以上配置されている場合 6円

当施設は、県に①の条件で現在体制届出を提出しております。

※2 介護職員処遇改善加算とは、介護人材の処遇改善に取り組む事業者に対し介護職員の賃金改善に充てる事を目的に創設された加算です。

当施設は、県に全ての算定要件が満足する条件で提出する事で準備を進めており料金は(基本サービス＋各種サービス提供加算) × 6.9%で計算されます。

※3 その他、本表に記載されない各種提供加算は、個別に相談させていただきます。

<表2>

介護老人保健施設 阿賀の庄 利用料 (短期入所療養介護用)

令和8年6月1日より

【従来型個室】

第1段階利用者

〔生活保護受給者・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者〕

(単位：円)

要介護度	1日あたり						その他料金
	施設サービス費 ①	サービス提供 強化加算※1 ②	介護職員処遇 改善加算※2 (①+②) X6.9%	食費	居住費	合計※3 1日あたり	送迎加算片道
要介護度1	753	22	53	300	550	1,678	184
要介護度2	801	22	57	300	550	1,730	184
要介護度3	864	22	61	300	550	1,797	184
要介護度4	918	22	65	300	550	1,855	184
要介護度5	971	22	69	300	550	1,912	184

第2段階利用者

〔世帯非課税であって、公的年金等収入(非課税年金含む)＋合計所得が年間80万円以下の方〕

(単位：円)

要介護度	1日あたり						その他料金
	施設サービス費 ①	サービス提供 強化加算※1 ②	介護職員処遇 改善加算※2 (①+②) X6.9%	食費	居住費	合計※3 1日あたり	送迎加算片道
要介護度1	753	22	53	600	550	1,978	184
要介護度2	801	22	57	600	550	2,030	184
要介護度3	864	22	61	600	550	2,097	184
要介護度4	918	22	65	600	550	2,155	184
要介護度5	971	22	69	600	550	2,212	184

第3段階利用者①

〔世帯非課税であって、公的年金等収入(非課税年金含む)＋合計所得が年間80万円超120万円以下の方〕

(単位：円)

要介護度	1日あたり						その他料金
	施設サービス費 ①	サービス提供 強化加算※1 ②	介護職員処遇 改善加算※2 (①+②) X6.9%	食費	居住費	合計※3 1日あたり	送迎加算片道
要介護度1	753	22	53	1,000	1,370	3,198	184
要介護度2	801	22	57	1,000	1,370	3,250	184
要介護度3	864	22	61	1,000	1,370	3,317	184
要介護度4	918	22	65	1,000	1,370	3,375	184
要介護度5	971	22	69	1,000	1,370	3,432	184

第3段階利用者②

〔世帯非課税であって、(課税年金＋合計所得)が年間120万円超の方〕

(単位：円)

要介護度	1日あたり						その他料金
	施設サービス費 ①	サービス提供 強化加算※1 ②	介護職員処遇 改善加算※2 (①+②) X6.9%	食費	居住費	合計※3 1日あたり	送迎加算片道
要介護度1	753	22	53	1,300	1,370	3,498	184
要介護度2	801	22	57	1,300	1,370	3,550	184
要介護度3	864	22	61	1,300	1,370	3,617	184
要介護度4	918	22	65	1,300	1,370	3,675	184
要介護度5	971	22	69	1,300	1,370	3,732	184

第4段階利用者

〔上記以外(世帯課税または本人課税)の方〕

(単位：円)

要介護度	1日あたり						その他料金
	施設サービス費 ①	サービス提供 強化加算※1 ②	介護職員処遇 改善加算※2 (①+②) X6.9%	食費	居住費	合計※3 1日あたり	送迎加算片道
要介護度1	753	22	53	1,800	1,728	4,356	184
要介護度2	801	22	57	1,800	1,728	4,408	184
要介護度3	864	22	61	1,800	1,728	4,475	184
要介護度4	918	22	65	1,800	1,728	4,533	184
要介護度5	971	22	69	1,800	1,728	4,590	184

※1 サービス提供強化加算とは介護従事者のキャリアに対する加算で以下の様になります。

- ①介護福祉士が80%以上配置されている場合 22円
- ②介護福祉士が60%以上配置されている場合 18円
- ③介護福祉士が50%以上配置されている場合 6円

当施設は、県に①の条件で現在体制届出を提出しております。

※2 介護職員処遇改善加算とは、介護人材の処遇改善に取り組む事業者に対し介護職員の賃金改善に充てる事を目的に創設された加算です。

当施設は、県に全ての算定要件が満足する条件で提出する事で準備を進めており料金は(基本サービス＋各種サービス提供加算) × 6.9%で計算されます。

※3 その他、本表に記載されない各種提供加算は、個別に相談させていただきます。

<表3>

介護老人保健施設 阿賀の庄 利用料 (短期入所療養介護用)

令和8年6月1日より

【多床室】

第1段階利用者

〔生活保護受給者・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者〕

(単位：円)

要介護度	1日あたり						その他料金
	施設サービス費 ①	サービス提供 強化加算※1 ②	介護職員処遇 改善加算※2 (①+②)×6.9%	食費	居住費	合計※3 1日あたり	送迎加算片道
要支援1	613	22	44	300	0	979	184
要支援2	774	22	55	300	0	1,151	184

第2段階利用者

〔世帯非課税であって、公的年金等収入(非課税年金含む)＋合計所得が年間80万円以下の方〕

(単位：円)

要介護度	1日あたり						その他料金
	施設サービス費 ①	サービス提供 強化加算※1 ②	介護職員処遇 改善加算※2 (①+②)×6.9%	食費	居住費	合計※3 1日あたり	送迎加算片道
要支援1	613	22	44	600	430	1,709	184
要支援2	774	22	55	600	430	1,881	184

第3段階利用者①

〔世帯非課税であって、公的年金等収入(非課税年金含む)＋合計所得が年間80万円超120万円以下の方〕

(単位：円)

要介護度	1日あたり						その他料金
	施設サービス費 ①	サービス提供 強化加算※1 ②	介護職員処遇 改善加算※2 (①+②)×6.9%	食費	居住費	合計※3 1日あたり	送迎加算片道
要支援1	613	22	44	1,000	430	2,109	184
要支援2	774	22	55	1,000	430	2,281	184

第3段階利用者②

〔世帯非課税であって、(課税年金＋合計所得)が年間120万円超の方〕

(単位：円)

要介護度	1日あたり						その他料金
	施設サービス費 ①	サービス提供 強化加算※1 ②	介護職員処遇 改善加算※2 (①+②)×6.9%	食費	居住費	合計※3 1日あたり	送迎加算片道
要支援1	613	22	44	1,300	430	2,409	184
要支援2	774	22	55	1,300	430	2,581	184

第4段階利用者

〔上記以外(世帯課税または本人課税)の方〕

(単位：円)

要介護度	1日あたり						その他料金
	施設サービス費 ①	サービス提供 強化加算※1 ②	介護職員処遇 改善加算※2 (①+②)×6.9%	食費	居住費	合計※3 1日あたり	送迎加算片道
要支援1	613	22	44	1,800	437	2,916	184
要支援2	774	22	55	1,800	437	3,088	184

※1 サービス提供強化加算とは介護従事者のキャリアに対する加算で以下の様になります。

- ①介護福祉士が80%以上配置されている場合 22円
- ②介護福祉士が60%以上配置されている場合 18円
- ③介護福祉士が50%以上配置されている場合 6円

当施設は、県に①の条件で現在体制届出を提出しております。

※2 介護職員処遇改善加算とは、介護人材の処遇改善に取り組む事業者に対し介護職員の賃金改善に充てる事を目的に創設された加算です。

当施設は、県に全ての算定要件が満足する条件で提出する事で準備を進めており料金は
(基本サービス＋各種サービス提供加算)×6.9%で計算されます。

※3 その他、本表に記載されない各種提供加算は、個別に相談させていただきます。